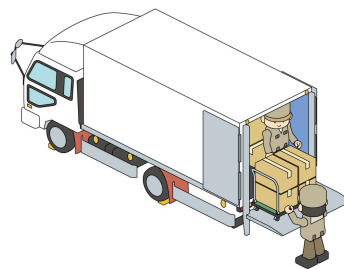


2024年2月1日より義務化

テールゲートリフター

特別教育



テールゲートリフターの操作者に対する特別教育が義務化されます

荷を積み下ろす作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務※1は特別教育の対象に！

※1 稼働スイッチ操作の他、キャストーストッパーなどの操作、昇降板の展開・格納の操作も含まれます。

貨物自動車に設置されているテールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業において、労働者がテールゲートリフターの機能や危険性を十分に認識していないことにより、テールゲートリフターからの墜落・転落、荷の崩壊・倒壊等による災害が発生していることから、荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作の業務が、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第59条第3項に基づく安全又は衛生のための特別教育が必要な業務に加えられることとなりました。

令和6年2月1日施行日以降は、この特別教育を受講した者でなければテールゲートリフターを操作しての荷役作業ができなくなります。つきましては、当協会において下記において特別教育を開催致しますので受講されますようご案内致します。

記

1. 講習日時 令和6年 1月20日（土） 9:00～16:20 定員50名

2. 講習会場 サンライフ弘前 集会室（弘前市豊田一丁目8-1）

3. 受講料（税込み）1名

・会員事業場	12,650円	・非会員事業場	15,950円
テキスト代	990円	テキスト代	990円
合計金額	13,640円	合計金額	16,940円

4. 支払方法 受講料金は下記銀行に振込をお願い致します。（手数料はご負担願います）
また当協会へ持参しても構いません。

青森銀行 津軽和徳支店 普通 口座番号 103406
口座名義 (一社)弘前地区労働基準協会

5. 申込締切日 令和6年 1月12日（金）

※但し、定員に達し次第、受講申込の受付を終了致します。

6. 申込方法 ①「受講申込書」に必要事項を記入の上、持参または郵送にてお申し込み下さい。

②修了証用の写真を1枚添付して下さい。

・縦30mm×横24mm ・6か月以内に撮影したもの

・正面、脱帽、上三分身 ・写真裏面に氏名を記入

7. 申込先

〒036-8081
(一社)弘前地区労働基準協会（弘前市大字福田字福岡10）
TEL：0172-26-0663 FAX：0172-29-1226
受付時間 [午前]8:30～12:00 [午後]1:00～5:00

8. その他 ①受講申込後の取り消しは、申込締切日までにご連絡のあった場合に限り、受講料をお返し致します。申込締切日後の受講キャンセルにつきましては、いかなる理由がありましても受講料の返金は致しませんので、予めご了承下さい。

②講習時間が法令で定められておりますので、遅刻・欠席・早退等の場合には未了となり修了証の交付は出来ませんので、ご承知下さい。